

令和4年度 第1回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会  
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和4年度第1回茨木市都市計画審議会
開催日時	令和4年7月13日(水) 9時30分開会・11時30分閉会
開催場所	南館8階中会議室
会 長	澤木 昌典
出席者	〔 委 員 〕 澤木 昌典、吉田 友彦、岡井 有佳、長谷川 路子、 富田 陽子、栗尾 尚孝 <以上学識経験者> 大野 幾子、青木 順子、朝田 充、辰見 直子、下野 巖 岡本 壱郎、大村 卓司、安孫子 浩子、長谷川 浩、円藤 こずえ <以上市議会推薦> 井上 泰正 <以上関係行政機関の職員> 馬場 光、諸橋 理江 <以上市民> 岡本 康夫、小濱 邦臣 <以上臨時委員> (以上、計 21名)
欠席者	秋山 孝正
事務局	福岡市長、足立副市長、河井副市長、秋元都市整備部長、 福井都市整備部次長兼都市政策課長、杉浦都市政策課計画係長 吉備都市整備部次長兼市街地新生課長
議題(案件)	1 茨木市都市計画審議会会長の選出について 2 茨木市都市計画審議会常務委員会の設置について 3 意見聴取 特定生産緑地の指定について <生産緑地法に基づく意見聴取> 4 審議 土地区画整理事業・土地区画整理促進区域の変更／市決定案件 議第136号 北部大阪都市計画土地区画整理事業の変更(玉櫛地区) 議第137号 北部大阪都市計画土地区画整理事業の変更(真砂東地区) 議第138号 北部大阪都市計画土地区画整理促進区域の変更(真砂東地区) 議第139号 北部大阪都市計画土地区画整理事業の変更(横江地区) 5 報告 ①都市計画マスタープランの改定・立地適正化計画の中間見直しについて ②阪急茨木市西口駅前周辺整備について
傍聴者	7名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○杉浦係長	ただ今から令和4年度第1回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	(あいさつ)
○杉浦係長	感染症対策についてご説明申し上げます。各委員においては、審議会中はマスクの着用をお願いする。また、出入り口に消毒用アルコールを設置しているほか、各委員の席間隔を開ける、アクリル板を設置するなどの対応を行っているので、よろしく願います。 本日の出席状況であるが、特定生産緑地に関する案件があることから、臨時委員2名を加え、委員総数22名のところ、出席者は21名となっております。茨木市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、会議は成立している。また、本日は7名の方が傍聴されている。 本日は今年度1回目の茨木市都市計画審議会のため、委員の皆様を紹介する。  (学識経験者、市民委員、臨時委員、市議会推薦委員を順次紹介)
<b>1 茨木市都市計画審議会会長の選出について</b>	
○杉浦係長	それでは、今年度の本審議会の会長の選出をお願いする。本審議会の会長は茨木市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、学識経験者の中から委員の選挙により定める。立候補かご推薦があればお願いしたい。
○栗尾委員	昨年度も会長を務めておられた澤木委員が適任である。
○杉浦係長	他に立候補又はご推薦はあるか。  (他に候補者なし)
○杉浦係長	他に候補者はおられないので、澤木委員を会長とすることに賛成の委員は、挙手をお願いする。  (全委員挙手)
○杉浦係長	全委員が賛成であるので、澤木委員に茨木市都市計画審議会会長をお願いする。以後、本審議会の進行を澤木会長をお願いする。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○澤木会長	<p>茨木市では今後も重要な都市計画に関する審議が控えているため、慎重かつ円滑な審議に協力をお願いします。</p> <p>さて、茨木市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっている。ここで、私より代理の方を指名したい。本審議会での経験年数が長い秋山委員をお願いします。本日は欠席されている為、秋山委員には事務局より報告をお願いします。</p>
<b>2 茨木市都市計画審議会常務委員会の設置について</b>	
○澤木会長	<p>本日は、はじめに本審議会における常務委員会の設置について諮る。まず、事務局より説明をお願いします。</p>
○杉浦係長	<p>(事務局説明)</p>
○澤木会長	<p>事務局より、「生産緑地地区に関する常務委員会」の設置についての提案と令和5年1月頃に「都市計画マスタープランの改定等に関する常務委員会」が設置予定であることについて、説明があった。</p> <p>何か意見や質問はあるか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
○澤木会長	<p>案のとおり、「生産緑地地区に関する常務委員会」を設置することについて、ご異議はないか。</p> <p>(異議なし)</p>
○澤木会長	<p>それでは、案のとおり常務委員会を設置する。</p> <p>審議会条例第8条では、「常務委員会は、会長及び会長が指名する委員及び臨時委員、専門委員若干人で組織する」こととなっているため、私から委員を指名させていただく。</p> <p>生産緑地地区に関する常務委員会の委員は、学識経験者として吉田委員、岡井委員、長谷川委員、また、臨時委員として、本市の農業施策に精通している、小濱委員、岡本委員、以上5名に私を加えた6名とする。</p> <p>また、都市計画マスタープラン改定等のに関する常務委員会の設置については、令和5年1月頃に提案するとのことなので、よろしくをお願いします。</p>
<b>3 意見聴取 特定生産緑地の指定について</b>	

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○澤木会長	<p>それでは、意見聴取案件として、「特定生産緑地の指定について」、生産緑地法の規定に基づき、本審議会に意見聴取されている。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
○福井次長	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○朝田委員	<p>生産緑地は、都市にあるべきものと役割が再認識されている中で、残していくだけでなく、できるだけ増やしていく必要があると考えており、そうした観点で何点か質問したい。</p> <p>まず、特定生産緑地への申請があった割合を確認したい。</p>
○福井次長	資料2-2、スライド14に最終集計の結果を掲載している。今回、対象となるのが、平成4年と平成5年に指定した生産緑地であり、特定生産緑地に移行するのは、令和2年から令和4年までの3年間の申請合計として、面積ベースで35ha、81%、人数ベースで244人、86%、筆数ベースで566筆、88%となっている。
○朝田委員	約8割が特定生産緑地に移行するということが、約2割が未申請である主な理由を確認したい。また、他市と比べて、本市の申請状況はどうか。
○福井次長	<p>未申請者の理由を、個別に確認できているわけではないが、平成30年にアンケートを実施し、特定生産緑地への指定意向がない人の今後の土地利用について確認している。その結果で、最も多かったものが「売却したい」、その次が「その後の土地利用は分からない」、次いで「賃貸アパートかマンション」、「駐車場」、「自分で家を建てたい」という順番であった。</p> <p>また、他市の状況については、北摂各市は本市と同様に、面積ベースで8割から9割となっている。</p>
○朝田委員	<p>今後の特定生産緑地の手続きについてだが、今回、本市の生産緑地の約9割が対象であったとのことだが、次回対象となる平成9年以降に指定を受けた生産緑地の面積は、どれぐらいか。</p> <p>次に、特定生産緑地制度についてであるが、10年経過後、再延長も可能との説明であったが、その後、再延長は10年毎に何回もできるのか。また、その際、都市計画審議会において、意見聴取はあるのか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	平成9年以降の生産緑地は、面積ベースで5.72ha、筆数で98筆となっている。また、特定生産緑地は、10年毎に何回も延長できるものであり、今回と同様に、都市計画審議会にて意見聴取を行うこととなる。
○朝田委員	生産緑地はできるだけ、残し、増やしたいという思いがあるので、生産緑地から特定生産緑地に移行する割合を100%に近づけるために、市として考えていること、あるいは関係団体として考えていることがあれば聞かせていただきたい。
○福井次長	権利者の同意が必要となる制度であり、土地の所有者や耕作者の意向が、一番に尊重されるべきとの考えのもと、今回の申請手続きにあたっては、「制度を知らなかったため申請ができなかった」ということが無いように、未申請の方へ、個別郵送を複数回行い、さらに最終確認のため、電話での連絡も行った。制度の周知を徹底し、窓口での丁寧な対応に注力し、その結果、申請意向のある方には、申請いただけたと認識している。
○小濱委員	農業側としても、やはり個人の所有関係や考えがあり、残していくとしても、農地が有効に利用される必要があると考えている。高齢化により営農が難しいなどの課題もあるが、都市農地の貸付ができるよう法改正もされているので、そのような制度をうまく利用し、営農を継続していただくことが重要である。 一方で、所有者に営農の意向はあったとしても、耕作者の同意が得られないことが、未申請の主な理由と認識しており、やむを得ないと思っている。
○辰見委員	資料2-1の位置図について、凡例の「今回、特定生産緑地に指定する区域」と「特定生産緑地に指定済み」の2つが今後も引き続き農地であるという理解で良いか。「非特定生産緑地」は、農地であるが、そもそも生産緑地に指定していなかったところという意味なのか、凡例について説明をお願いしたい。
○福井次長	位置図で着色しているものはすべて生産緑地であり、そのうち赤色が今回、特定生産緑地に指定するものとなっている。緑色が、令和2年、令和3年に特定生産緑地に指定したものである。青色の非特定生産緑地は、対象の生産緑地ではあるが、特定生産緑地の指定を希望しないものである。
○辰見委員	黒色の「今年度廃止予定の生産緑地」は、完全に農地をやめるのか。ま

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	た、青色の「非特定生産緑地」は、農地を続けるかもしれないが、今後、やめる可能性があるもの、という理解でよいか。
○福井次長	<p>黒色は、買取り申出がなされた生産緑地であり、今年度中に廃止を予定している。現在、手続きを進めており、市の買取り意向の確認、農業従事者へのあっせん後、両者の意向が無かった場合、行為制限が解除される。その後、今年度に都市計画の変更を行う予定としている。生産緑地は、30年が経過したらいつでも買取り申出ができる制度であり、未申請の方の詳細な意向は、把握できていない。</p>
○澤木会長	<p>他に何か意見や質問はあるか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
○澤木会長	<p>無いようなので、質疑を打ち切る。</p> <p>指定案に対する異議の表明はなかったため、表決へ入る。「指定案のとおり特定生産緑地の指定を行うことについて、妥当である」とすることに異議はないか。</p> <p>(異議なし)</p>
○澤木会長	<p>それでは、「指定案のとおり特定生産緑地の指定を行うことについて、妥当である」とする。</p> <p>ここで、次の案件に入る前に臨時委員の岡本委員、小濱委員は退席される。</p> <p>(臨時委員 2 名退席)</p>
<b>4 審議 土地区画整理事業・土地区画整理促進区域の変更／市決定案件</b>	
○澤木会長	<p>続いて、審議案件として、「土地区画整理事業及び土地区画整理促進区域」に関し、議第 136 号から議第 139 号が付議されている。</p> <p>これらは、長期にわたり未施行となっている、土地区画整理事業の見直しに伴う変更となっているので、一括して審議を行う。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
○福井次長	<p>(事務局説明)</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
○朝田委員	<p>都市計画変更の内容自体に異議はない。</p> <p>ただ、説明会について、最初は市役所でのみ開催されたとのことであるが、当該地域の住民に対して、コロナ禍でもあるのに、市役所に来庁を求めるといった対応はどうかと思う。意見書にも、地元での説明会開催を求める声があり、再度実施されたが、それでも参加者は15名程度であり、コロナ禍で無ければもっと多かったのではないかと思います。</p> <p>都市計画説明会は、丁寧にやるべきで、地域住民にとってできるだけ身近なところで、何回もやるという形でなければ、十分に住民意見を聴くことができないのではないかと感じている。対応方針の変更が求められているのではないかと思います。いかがか。</p>
○福井次長	<p>都市計画説明会は、地区計画等の地域にとって身近な都市計画に関しては、地元で開催するようにしている。今回は南部地域の大半に関わり、広範囲に及ぶ内容であったことから、市役所で行ったものである。ただ、未施行区域において、都市計画道路阪急南茨木駅平田線が維持されるなど、権利制限に関わる内容も含まれているが、参加者が少なかったことを踏まえ、地元で再度実施することとした。</p> <p>今後も、案件の内容に応じて、説明会の開催方法を考えていきたい。</p>
○朝田委員	<p>その考えで、願います。意見書にもあるように、都市計画があることを確認してから引っ越してきたという方も結構いると思われる。長年の方針を変更することなので、かなり丁寧な対応が必要であることを再認識して、対応していただきたい。</p>
○吉田委員	<p>都市計画変更は理解したが、今後、土地区画整理事業自体の完了はどうか。</p>
○福井次長	<p>今回の変更は、事業が完了した区域に縮小した内容となっている。今回、除外した区域は土地区画整理事業を実施しないということになる。</p>
○吉田委員	<p>事業について、できる部分は完了したが、できない部分があったので、そこを変更して事業を行わないという捉え方でよいか。</p>
○福井次長	<p>事業全体としては、そのような認識となる。</p>
○澤木会長	<p>他に何か意見や質問はあるか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(意見・質問なし)
○澤木会長	無いようなので、質疑を打ち切る。 朝田委員の意見は、本件への異議ではなく、都市計画説明会の考え方に関するものであるので、議案 136 号から議題 139 号まで一括して表決に入る。
○澤木会長	議第 136 号から 139 号については都市計画の案のとおり承認することに異議は無いか。
	(異議なし)
○澤木会長	それでは、議第 136 号から議第 139 号は都市計画の案のとおり可決する。
<b>5 報告 ①都市計画マスタープランの改定・立地適正化計画の中間見直しについて</b>	
○澤木会長	続いて、報告案件に移る。 一つ目の「都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の中間見直しについて」事務局から説明をお願いします。
○福井次長	(事務局説明)
○澤木会長	事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。
	(意見、質問なし)
○澤木会長	意見、質問がないようなので、これで質疑を打ち切る。 これから取り組みを進めていくなかで、常務委員会での専門的な議論のほか、本審議会への報告も適宜お願いします。
<b>5 報告 ②阪急茨木市駅西口駅前周辺整備について</b>	
○澤木会長	最後に、報告案件の二つ目に移る。 「阪急茨木市駅西口駅前周辺整備について」、事務局から報告を受ける。令和 2 年 1 1 月の本審議会における議論以降の検討状況の報告となる。また、本件に関し、審議会に請願書が提出されている。委員より議論を

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>求める申し入れがあったことも踏まえ、その取扱いについて、合わせて議論を行う。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
○吉備次長	(事業の進捗について 事務局説明)
○福井次長	(請願書について 事務局説明)
○澤木会長	<p>事務局からの説明は以上である。</p> <p>計画の見直しと、西口駐車場を検討区域から除外されるとのことである。また、請願書については、「議論の場の設置」と「十分な周知」について、市長に対して建議を求めるものとなっている。</p> <p>何か意見、質問があればお願いします。</p>
○大村委員	<p>資料を見る限り、計画案を白紙に戻して、再検討していくという内容かと思う。</p> <p>新たな検討では、既存の西口駐車場を除外したゾーニングで進めるということだが、当初の再整備を行う上での目的は、新たな検討では変わるのか、変わらないのかを伺いたい。</p> <p>次に、地域住民、ソシオ権利者・事業者、市のそれぞれの考えが合わなかったのは、本駅前整備のみに焦点をあてて議論を行ったことが原因と考えている。資料5-1の「今後のスタンス」に記載があるが、本市の都市整備として審議していく上で、まちづくりの考え方として、「2コア1パーク&amp;モール」の1つのコアであることの意味などについて、丁寧な説明があったのかを伺いたい。</p> <p>また、西口駐車場を外した場合、市は公共公益性の視点からどこまで地権者に対して意見していくのかを伺いたい。</p> <p>最後に、公共の関与度合いに関わらず、市として本事業において、ゼロカーボン、ゼロエネルギーのまちづくりを目指すのかを聞かせていただきたい。</p>
○吉備次長	<p>整備の目的は、人が中心の歩いて楽しいまちづくりに向けて、駅前を再整備するということで、市の基本的な考え方は変わらない。</p> <p>「2コア1パーク&amp;モール」の丁寧な説明があったのかということについては、不足している部分はあったと認識している。</p> <p>また、公共公益性の観点から、市の関与度合いについては、新たな区域でどういった整備ができるのかを検討していく中で模索していきたい。また、環境や災害時の対応にも留意しながら、ソシオ権利者と協力して引き</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	続き検討していきたいと考えている。
○大村委員	本市は、今年3月にゼロカーボンシティを表明しており、公共の関与度合いに関わらず、新しい駅前を開発する際には、明確なスタンスを示すべきと思うがどうか。
○秋元部長	環境面の対応は、将来のことを考えた上で、非常に重要なことと捉えている。市全体の考え方も必要であるので、駅前の再整備のスタンスとしても、市民の多くの方に共感と協力をいただくための大きな要素の一つであると認識している。
○大村委員	阪急茨木市駅東口の双葉町駐車場は、病院を誘致するため、廃止が決定している。廃止により不足する台数は、どのように確保していくのか。現状、駅前の駐輪場は、定期待ちの人が多く聞いているので、確認しておきたい。
○吉備次長	双葉町駐車場の廃止に伴い、西口駐車場等を含めた既存の駐輪場を使いながら、代替機能を確保できるように、対応を考えたい。
○長谷川浩委員	元の計画案を白紙に戻すような報告であったが、計画案を作成してから、かなりの年月が経過している。今後、計画案については、市民意見を把握する機会を設けながら、見直しを図るとのことであるが、どれくらいのスケジュール感を想定されているのか伺いたい。
○吉備次長	今後の計画案の見直しについては、ソシオ権利者と協議を行いながら、市民の多くの方に共感と協力を得られるものを積み上げていく必要があると考えている。現時点では、具体的なスケジュールはお示しできないが、ソシオ権利者ともスケジュール感を共有しながら、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えている。
○長谷川浩委員	ソシオ権利者は建て替えで意向はまとまっていると認識しており、市との計画がまとまらなかった場合、ソシオだけで現位置での建て替えを行う可能性があるのかを確認したい。
○吉備次長	最終的にソシオが単独での建替えを選択されることは、止めることはできないが、魅力のある駅前づくりに貢献するものについては、市として支援する働きかけは、続けていかなければならないと考えている。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○長谷川浩委員	<p>駅前には市の顔でもあり、止めることができないので単独で建替えてしまう、ということではなく、市の考え方も含めて、ソシオ権利者や地域住民とも、できるだけ早く話を進めて、いい方向に向かうべきだと考える。</p> <p>西口駐車場は除外すると決まったので、市は最低でも何ができるかを、権利者がしびれを切らすことの無いよう、時間をかけずに進めていただきたい。西口駐車場については、建て替えを行い、収容台数を増やす考えは無いのか。</p>
○吉備次長	<p>西口駐車場は、主に自動車の駐車場として利用しているため、改修により、自転車の台数を増やすことを検討している。</p>
○朝田委員	<p>請願書が2月に提出され、その後に計画案が見直され、今後、多くの方から共感と協力を得られるように、市民意見を把握する機会を設けながら進めていくことを表明されている。</p> <p>請願書では、周辺住民は市に対して不信感を抱いているという状況であり、市は住民の信頼回復を図ることが、最も重要だと思う。請願者は、駅前再開発の議論の場を設けて欲しいと主張しており、大切なことだと思う。この審議会で、建議が重いということであれば、せめて「信頼回復を図るように」と意見を付けて、市長に返すべきではないかと思う。</p>
○澤木会長	<p>資料5-1、2枚目の「今後のスタンス」にある「多くの方から共感と協力を得られるまちづくりに取り組む」というスタンスと、「今後の動き」にある「基本計画（案）については、市民意見を把握する機会を設けながら見直しを図っていく」と方向性は記載されているが、具体的には、どのように考えているか。</p>
○秋元部長	<p>今後のスタンスと対応については、本市の大きなまちづくりとして、中心市街地全体の「2コア1パーク」の考え方や目指すものについて、説明が必要であると考えている。その上で、駅前に期待していることなどについて、市民の意見を聴いていきたい。</p> <p>そのために、まずは市の広報誌8月号のトピックスで、「2コア1パーク」によるまちづくりの考え方と、阪急茨木市駅の駅前への期待などを聴くアンケートを掲載することにより、周知したいと考えている。</p> <p>さらにQRコードによりホームページにアクセスできるようにし、取組状況を確認してもらえようとするのと同時に、アンケートも回答しやすい工夫をしていきたい。</p> <p>このような取組を繰り返し、タイムリーな情報発信による市民への周知や市民意見を聴取する機会を設けながら、事業への理解につなげていく</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○澤木会長	い。 <p>請願書にある「議論の場の設置」となると、意見交換をする場を求められているとも捉えられるが、その点への対応はどうか。</p>
○秋元部長	<p>広くアンケートを行うこともその一環であると考えているが、タウンミーティングや説明会などの手法により、段階に応じた適切な対応を図っていきたい。</p>
○澤木会長	<p>「しっかりとスケジュール感を持って」という意見や「時間がかかり過ぎればソシオ地権者が単独で建替えをするかもしれない」といった意見もあった。そのような状況の中で、市民や専門家の意見を聴きながら、議論して、計画案の見直しを図っていくというのは、時間がかかると思う。</p> <p>前回の請願でも急に結論が出てきて、市民の意見を反映したり、議論する場が無かったという話もある中で、多くの方々に共感と協力を得るためには、綿密なスケジュールと方法が必要になると思われるので、検討をお願いしたい。</p>
○澤木会長	<p>他に意見や質問が無ければ、建議の取り扱いについて議論をしたい。計画の見直しについて、何か意見や質問はあるか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
○澤木会長	<p>無いようなので、建議の取り扱いについて議論を行いたい。</p> <p>請願者は、本審議会から市長へ建議を求めていることから、本審議会として建議を行うかどうか結論を出す必要があると考えている。</p> <p>朝田委員の意見では、建議あるいは、少なくとも意見を付すような形をとるべきとの意見があった。他に意見があれば伺っておきたい。</p> <p>なければ挙手にて、建議を行うかどうかを決めたい。</p>
○大村委員	<p>計画案を白紙に戻し、見直しを行っている状況において、駅前超高層化は必要かという項目は、見直しの案が出てきていないこともあり、この場で検討すべきことではないと考えている。</p>
○朝田委員	<p>請願項目については、元の計画案を前提にして要求されており、そのことを考慮する必要があると考える。そのまま、これをどうするかという議論はいかがなものかと思うが、見直し案が出た上でどうするかということもあろうかと思う。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>その上で、市民意見を把握しながら進めていくというのであれば、本審議会では「市民との信頼関係の構築を行ってください」という意見は付けてもいいのではないかと考えている。</p>
○下野委員	<p>審議会から市長に対しての建議であるが、市から十分な説明を得たと思っているので、建議の必要はないと考えている。</p>
○澤木会長	<p>その他、何か意見や質問はあるか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
○澤木会長	<p>意見が無いようなので、質疑を打ち切り、表決へ入る。</p> <p>「建議を行う」か、「建議はせず意見を付ける」か、「どちらも行わない」の3つで挙手をお願いする。</p> <p>(建議を行う 挙手少数)</p> <p>(建議はせず意見を付ける 挙手少数)</p>
○澤木会長	<p>挙手は少数ですので、「本審議会として、建議は行わない」こととして、よろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
○澤木会長	<p>市は、多くの方から共感と協力が得られるまちづくりに取り組むことと、市民意見を把握する機会を設けながら進めていくとのことであり、具体的なスケジュールを立て、実施していただきたい。</p>
○澤木会長	<p>最後に請願者に対しては、前回同様、「請願書に関する議論を行った旨」と「建議を行わないという結論となったこと」を文書で回答することとしようと思うが、いかがか。</p> <p>(異議なし)</p>
○澤木会長	<p>それでは、そのようにする。回答文は私と事務局で調整のうえ作成し、請願者にお返ししたい。</p>
○澤木会長	<p>さて、本日の予定案件はすべて終了した。議事運営にご協力頂き感謝する。以上をもって、令和4年度第1回茨木市都市計画審議会を閉会する。</p>

議 事 の 経 過

発 言 者

議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項

○杉浦係長

事務局から連絡事項があればお願いします。

活発なご議論をいただき感謝する。次回の都市計画審議会については、11月頃の開催を予定している。

生産緑地地区の案件の状況により、常務委員会での開催となる場合もあるので、追って連絡する。

事務局からは以上である。

(11時30分閉会)